労務管理講習会

いまさら同僚にきけない民法規定

人事労務管理に必要となる民法の基礎知識

~人事労務問題の基本には民法が関わっている~

主催(一社)三田労働基準協会(幹事)·渋谷労働基準協会(一社)品川労働基準協会・(一社)大田労働基準協会

「労働契約」は労働法の観点から様々な規制がかけられていますが、基本は民法でいうところの「契約」に他なりなりません。労働契約から解雇・退職まで人事労務管理の多くに民法が関わっています。賃金の支払い、休業補償責任、労働者の権利・義務、使用者の権利・義務など、より適切に人事労務問題に対応するために必要な民法の知識を、特定社会保険労務士がポイントを絞って解説します。

記

1 日 時 平成26年1月29日 (水) 13:3<mark>0~16:0</mark>0 (開場・受付は13:00~)

2 会 場 産業安全会館8階、大会議室 港区芝5-35-1(裏面案内図参照)

3 講師 森 井 博 子 氏 (特定社会保険労務士·元労働基準監督署長)

4 内容 民法と労働法の関係

意思表示の無効・取消(雇用契約の基本的理解等)

契約自由と公序良俗(職業選択の自由、退職後の競業避止義務等)

雇用契約関係の成立・解消一申し込みと承諾の法的理解等(解雇の意思表示の効力発生時期等)

休業手当(民法の危険負担と休業手当)

損害賠償(債務不履行責任と一般不法行為責任、使用者責任等)

消滅時効(民法の時効制度と労働関係等)

契約の解除(労働契約の終了) 、その他

- 5 受講料(消費税・資料代等含む) 会員 4,000円 それ以外の方 5,000円
- 6 定 員 1 ○ 名
- 7 申込方法等
 - ①受講申込:裏面「申込書」により、三田労働基準協会あて Fax(O3-3451-7692) して下さい。
 - ②申込受付と受講料の振込:受講可能な場合は受講番号を記入のうえ「受講票」として申込担当者に Fax 返信いたします。受講料は受講票到着後2週間以内(到着から1月22日まで2週間ない場合は1月22日(水)まで)に次の銀行口座にお振込み下さい(振込手数料はご負担願います)。
 - •銀行名 三菱東京UFJ銀行田町支店
- □座番号 普通預金 ○397963
- 中の空名義 一般社団法人 三田労働基準協会 ・名義人住所 東京都港区芝 4-4-5 なお、振込人名の前に講習会月日を記入ください(例 0129 マルマルカイシャ等)
- ② 受講の取消: 1月22日(水)までの取消しは受講料を全額返還いたします (振込手数料はご 負担願います)。それ以降の取消しは返還できませんので予めご承知おきください。
- ④受講者は、Fax された受講票を当日持参し受付にご提出ください。
- 8 問合先 (一社) ★田労働基準協会 港区芝 4-4-5 URL http://www.mita/roukikyo.or.jp

電話:03-3451-0901 FAX:03-3451-7692

*この講習は城南労働基準協会協議会(三田・品川・大田・渋谷労働基準協会)の共催により開催し、幹事協会は三田労働基準協会です。